インフルエンザ出席停止期間について

横芝光町教育委員会

インフルエンザにかかった場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

平成２４年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は

「発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで」

と変更されました。

これにより、**「発症した後５日を経過」**かつ**「解熱した後２日を経過」**の両方を満たすまでの期間は、登校する事ができません。

どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後５日は出席停止となります。

発症日については、医師の診断に関わらず、症状が出始めた日を発症日とし その発症した日の翌日を1日目として起算します。

熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。（下表参照）

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発　症　後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合（最低基準）	**発熱**	**解熱**	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	**登校可能**		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例2	発症後2日目に解熱した場合	**発熱**	**発熱**	**解熱**	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	**登校可能**		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例3	発症後3日目に解熱した場合	**発熱**	**発熱**	**発熱**	**解熱**	解熱後1日目	解熱後2日目	**登校可能**		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例4	発症後4日目に解熱した場合	**発熱**	**発熱**	**発熱**	**発熱**	**解熱**	解熱後1日目	解熱後2日目	**登校可能**	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例5	発症後5日目に解熱した場合	**発熱**	**発熱**	**発熱**	**発熱**	**発熱**	**解熱**	解熱後1日目	解熱後2日目	**登校可能**
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	